



発行 新潟県  
**第 71 号**  
 平成29年9月15日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1045 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1046 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1047 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1048 保安林の指定解除（治山課）
- 1049 保安林の指定（治山課）
- 1050 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1051 道路の区域変更（道路管理課）
- 1052 道路の供用開始（道路管理課）
- 1053 道路の区域変更（道路管理課）
- 1054 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（財務課）

病院局告示

- 6 公金の収納事務の委託（病院局総務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

監査委員公表

- 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表（監査委員事務局）

公安委員会規則

- 14 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（刑事総務課）



◎新潟県告示第1045号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害福祉	事業所の名称	所在地	事業者	指定
------	--------	-----	-----	----

サービスの種類				年月日
短期入所	特別養護老人ホーム羽衣園	村上市岩沢1616番地	社会福祉法人 村上 岩船福祉会	平成29年 9月1日

## ◎新潟県告示第1046号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月15日

新潟県知事 米山 隆一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス 胎内まごころクラブ	胎内市羽黒2142番地1	社会福祉法人 真心福祉会	平成29年 9月1日

## ◎新潟県告示第1047号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成29年9月15日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 区域  
上越漁業協同組合の地区のうち旧浦本漁業協同組合の地区
- 2 区分  
法第104条第2号に掲げる漁業
- 3 届出年月日  
平成29年7月25日

## ◎新潟県告示第1048号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年9月15日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県糸魚川市大字越字滝沢190の31
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ◎新潟県告示第1049号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年9月15日

新潟県上越地域振興局長

- 1 保安林の所在場所  
新潟県上越市大潟区渋柿浜172
- 2 指定の目的  
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1050号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成29年9月19日から平成29年10月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	小泊	換地計画書の写し	佐渡市役所本庁及び羽茂支所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1051号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年9月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 道路の種類 県道

2 路線名 大栗田村上線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市坪根字上川原931番2から 同市坪根字札ノ木907番まで	新	13.5~26.0メートル	446.8メートル
	旧	10.0~26.0メートル	447.4メートル

◎新潟県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年9月15日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 大栗田村上線
- 2 供用開始の区間 村上市坪根字上川原931番2から同市坪根字札ノ木907番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年9月15日

◎新潟県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年9月15日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡七日市線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市七日市字前田4720番から 同市七日市字上前田1667番1まで	新	(A) 7.0～17.5メートル	221.8メートル
		(B) 8.0～13.2メートル	227.8メートル
	旧	7.0～17.5メートル	221.8メートル

備考 上記 (A)、(B) は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年9月15日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 長岡七日市線
- 2 供用開始の区間 長岡市七日市字前田4720番から同市七日市字上前田1667番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年9月15日

公 告

予算の公表について（公告）

平成29年9月4日専決処分をした平成29年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成29年9月15日

新潟県知事 米山 隆一

## 平成29年度新潟県一般会計補正予算

平成29年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,255,597,876千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第9款 国庫支出金		143,094,506 千円	242,825 千円	143,337,331 千円
	第3項 委託金	2,144,514	242,825	2,387,339
歳 入	合 計	1,255,355,051	242,825	1,255,597,876

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費		27,407,759 千円	242,825 千円	27,650,584 千円
	第6.項 選挙費	58,227	242,825	301,052
歳	出	合計	242,825	1,255,597,876

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年9月15日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 原信マーケットシティ新保  
所在地 長岡市新保六丁目113番外  
設置者 株式会社原信 他2者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則  
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 株式会社星光堂薬局 新潟市小針一丁目17番23号  
(変更後) 株式会社星光堂薬局 新潟市中央区本馬越二丁目8番21号
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
(変更前) 株式会社星光堂薬局 新潟市小針一丁目17番23号  
(変更後) 株式会社星光堂薬局 新潟市中央区本馬越二丁目8番21号
- 3 変更年月日
  - (1) 平成29年6月27日
  - (2)及び(3) 平成29年3月26日
- 4 変更の理由  
建物設置者の代表者の変更及び本店所在地の移転があったため。
- 5 届出年月日  
平成29年9月6日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成29年9月15日から平成30年1月15日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年9月15日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 原信 六日町店  
所在地 南魚沼市六日町字野際645番外  
設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社 他1者
- 2 変更した事項



- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則  
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 株式会社星光堂薬局 新潟市小針一丁目17番23号  
(変更後) 株式会社星光堂薬局 新潟市中央区本馬越二丁目8番21号
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
(変更前) 株式会社星光堂薬局 新潟市小針一丁目17番23号  
(変更後) 株式会社星光堂薬局 新潟市中央区本馬越二丁目8番21号
- 3 変更年月日  
(1) 平成29年6月27日  
(2)及び(3) 平成29年3月26日
  - 4 変更の理由  
建物設置者の代表者の変更及び本店所在地の移転があったため。
  - 5 届出年月日  
平成29年9月6日
  - 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、南魚沼市商工観光課でも閲覧ができます。)
  - 7 縦覧期間  
平成29年9月15日から平成30年1月15日まで
  - 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年9月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 原信 春日新田店  
所在地 上越市春日新田2丁目2116-1外  
設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則  
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜
- 3 変更年月日  
平成29年6月27日
- 4 変更の理由  
建物設置者の代表者の変更があったため。
- 5 届出年月日  
平成29年9月6日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、上越市産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間

平成29年9月15日から平成30年1月15日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年9月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 原信 燕店  
所在地 燕市東太田字砂山2920番外  
設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則  
（変更後）三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜
- 3 変更年月日  
平成29年6月27日
- 4 変更の理由  
建物設置者の代表者の変更があったため。
- 5 届出年月日  
平成29年9月6日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
（なお、燕市商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成29年9月15日から平成30年1月15日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量  
新潟県立海洋高等学校実習船「海洋丸」代船建造工事一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育庁財務課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
平成29年9月7日
- 5 落札者の氏名及び住所

新潟造船株式会社

新潟県新潟市中央区入船町四丁目3776番地

6 落札価格

1,509,840,000円

7 入札公告日

平成29年7月28日

8 落札方式

最低価格

## 病院局告示

### ◎新潟県病院局告示第6号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年9月15日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 委託した事務

新潟県立病院における診療費等未収金収納事務

2 受託者の住所及び名称

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階

弁護士法人館野法律事務所

3 委託期間

平成29年9月1日から平成30年3月31日まで

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、頭頸部外科外来診察システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年9月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

頭頸部外科外来診察システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年11月30日（木）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2312
  - (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 平成29年9月25日（月）午前10時  
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (7) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
  - (8) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）  
イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全身麻酔システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年9月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量  
全身麻酔システム 1式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成29年11月30日（木）
  - (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年9月25日(月)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規定第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

---

平成29年9月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 調達物品及び数量  
眼科用手術顕微鏡 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成29年8月9日
- 6 落札者の氏名及び住所  
株式会社志賀医科器械店  
新潟県新潟市東区竹尾713番地3
- 7 落札価格  
40,500,000円
- 8 入札公告日  
平成29年6月30日
- 9 落札方式  
最低価格

### 監査委員公表

#### 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成29年9月15日

新潟県監査委員	栗山和廣
新潟県監査委員	石井修
新潟県監査委員	横尾幸秀
新潟県監査委員	高橋猛

平成28年度 包括外部監査結果に基づく措置内容  
 テーマ「県税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況」

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
1 各県税			
(1) 法人県民税及び法人事業税			
指摘1	未届け県外分割法人等の調査のあり方	未届け県外分割法人等の調査において、実態から考えて調査が不十分であると見受けられる事例や、調査または調査終了後の対応が完了しないまま未処理となっている事例が散見された。調査対象とした法人については十分な調査を実施するとともに、調査または調査終了後の対応を適時に実施すべきである。	調査実施状況については、今後事務考査等において十分確認する。また、県税部間の協議手続きが不明確であったことが調査終了後未処理となった要因であったため、事務処理要綱を改正して協議手続きを明確化し、県税部に対して会議において周知した。
(2) 個人事業税			
指摘2	適切な審査・承認体制の構築	前年度と当年度で実態に変更がないにもかかわらず、業種区分の判定が異なっている事例があった。業種区分の判定を行う際は、前年度の確定申告書類・課税結果を参考にしながら実施することであるが、適切に審査を実施していれば担当者と承認者が同時に見落とすことは考え難い。適切な審査・承認体制を構築するべきである。	適切な課税判定を行うため、審査・決裁時の厳格なチェックを徹底するよう県税部に対し会議において周知した。また、適切な審査等の状況は、事務考査において十分確認する。
意見1	「チェックポイントシート」の有効活用	課税審査のポイントをまとめた「チェックポイントシート」の様式は、各県税部において改善が重ねられているが、県税部横断でのノウハウの共有は行われていない。各県税部のノウハウが蓄積された「チェックポイントシート」を県税部横断で共有し、より有用な「チェックポイントシート」を作成・活用することで、効率的かつ効果的に業務を実施することが望まれる。	地域の実情に応じてシートを活用できるよう、県税部間でのノウハウの共有を図るための場を設ける。
指摘3	許可関係書類の閲覧調査に係るルールと実務の乖離	中途開業者等に対する事業税の課税漏れを防止するため、県税事務処理要綱上、食品衛生法等に係る許可関係書類の閲覧調査をすることが定められている。しかしながら、現行の実務においては、国税連携データの抽出により中途開業者等を把握しており、許可関係書類を課税漏れ防止目的では利用していない。県税事務処理要綱が実態に合っていないのであれば、県税事務処理要綱の改訂を検討すべきである。	調査結果の利用について、現行の実務に合致するように、事務処理要綱を改正した。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
指摘4	自主調査に関するルールの明確化	自主調査の定義や自主調査を実施するときのルールが明確でないため、県税部ごとに取扱が異なっている、またはルールに基づいた運用が行われていないといった事例が散見される。自主調査のルールを明確化し、各県税部は定められたルールに基づいて業務を行うべきである。	自主調査の定義等を整理し、事務処理要綱を改正する。
意見2	自主調査のより積極的な実施	確定申告書類による机上での審査には限界があり、臨戸調査を含む実態調査が必要な場合もある。課税の公平性の観点から、必要と認められる場合には、より積極的に実態調査を行うことが望ましい。なお、県内最大規模である新潟県税部の調査担当者の人数は、他の県税部と同様1名である。規模に応じた十分な調査担当者の人数が確保できているか改めて検討することが望ましい。	より積極的な調査の実施や調査に必要な人員について検討し、要綱等を改正する。
意見3	雑所得に含まれる講演料等収入の取り扱い	弁護士等が、本来の弁護士等の職務と直接の結びつきのある執筆等の業務を行って収入を得た場合、所得税の確定申告の際に、事業所得に含めるか雑所得とするかで、個人事業税の課税結果が異なる状況にある。課税の公平を図るために、事業区分を所得税の申告区分から安易に判断せず、収入の内容によって課税判定を実施する必要があるか検討することが望まれる。	所得税で雑所得に申告されていても、内容的に事業所得との疑義があれば、調査を行うよう県税部に対し改めて会議で周知徹底した。
(3) 不動産取得税			
指摘5	事務処理手順や判断基準、調査基準等の更新	不動産取得税に係る調査基準等が適宜更新されておらず、実態と乖離したものになっている。一定品質の業務を達成するために適時・適切に調査基準等を改訂すべきである。	調査基準等について、関係法令等の改正を踏まえ、改訂を行った。
意見4	不動産取得申告書の提出義務の周知	不動産の取得者が申告書を自主的に提出することを促すために、ホームページ等への掲載や宅建業者に協力を依頼するなど、申告書の提出の必要性を広く一般に周知することが望ましい。	申告書提出の必要性について、ホームページを通じて周知を行った。
意見5	法務局調査の方法	新潟県では、不動産取得税の課税客体を把握するために実施している法務局調査に膨大な工数がかかっていることから、現状実施している法務局調査に市町村が法務局から入手している登記情報を活用するなど、正確性を担保した上で効率化を図ることが望ましい。	関係機関と調整の上、効率化に向けた検討を行う。



区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見6	法務局調査における課税客体の把握	調査基準等にて、「課税価格」が一定額未満のものは課税客体としての把握を省略できる旨の規定がなされているが、1年以内に2回以上にわたって相隣接する土地又は一構となるべき家屋を取得した場合は、前後の取得に係る土地又は家屋の取得は一の土地又は一戸の家屋の取得とみなされることとなるため、「課税価格」が一定額未満の不動産も課税対象となる可能性がある。上述のようなケースにも対応できるよう、調査基準等を修正することが望まれる。	課税価格が一定額未満であっても課税客体の把握を行うよう、調査基準等を改正する。
指摘6	未登記物件に対する課税	法務局調査において未登記物件を把握した際の取り扱いが県税部により異なるため、未登記物件を把握した際の統一的なルールを定めることが望ましい。また、未登記物件を把握した場合は適時・適切に課税すべきである。	未登記物件については、把握した時点で課税することを統一ルールとするよう調査基準等を改正する。
意見7	未登記物件に係る市町村との連携	承継取得に係る未登記物件について県と市町村の連携が行われていない。市町村が不動産の取得の事実を把握した時点で県に通知することを求めるとともに、適切に通知義務を果たすように指導することが望ましい。	市町村と調整の上、通知義務の指導に向けて検討する。
意見8	徴収猶予制度の周知	新潟県では徴収猶予制度については積極的な周知は行っておらず、納税者から問い合わせがあった場合に対応しているのが実情である。納税者に選択の機会を与えるために徴収猶予制度を積極的に周知することが望ましい。	ホームページにおいて納税者に徴収猶予制度を周知するよう対応する。
(4) 自動車取得税			
意見9	付加物の範囲に係る周知	適切な申告を促す観点から、県が申告書の受付業務を委託している新潟県自動車標板協会及び長岡自動車協会に協力を依頼する等、付加物の周知を定期的に行うことが望ましい。	申告書受付業務委託先に付加物を説明したリーフレットを配布し、申告者への周知を依頼した。また、県ホームページにおいて周知を行った。
意見10	身体障害者等に対する自動車取得税の減免	新潟県において身体障害者等に対する自動車取得税の減免は自動車取得税の全額を減免する制度となっているが、十分な経済力のある身体障害者等に対してまで無制限に税負担を軽減する必要はないと考える。多くの自治体で身体障害者等に対する自動車取得税の減免額に上限を設けていることから、新潟県においても減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から身体障害者等に対する自動車取得税の減免額に上限を設けることが望ましい。	減免の上限設定の見直しについては、福祉施策に大きく関わることから、福祉部局と協議の上慎重に検討し、判断する。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
(5) 自動車税			
意見11	身体障害者等に対する自動車税の減免	新潟県において身体障害者等に対する自動車税の減免は自動車税の全額を減免する制度となっているが、十分な経済力のある身体障害者等に対してまで無制限に税負担を軽減する必要はないと考える。多くの自治体で身体障害者等に対する自動車税の減免額に上限を設けていることから、新潟県においても減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から身体障害者等に対する自動車税の減免額に上限を設けることが望ましい。	減免の上限設定の見直しについては、福祉施策に大きく関わることから、福祉部局と協議の上慎重に検討し、判断する。
(6) 軽油引取税			
指摘7	軽油引取税の調査に係る年間計画の策定	軽油引取税に係る調査が調査基準等どおりに実施されていないため改善が必要である。なお、近年の問題事例がほとんど発生していない実情や、人員不足であることも考慮すれば、調査基準等の改訂も検討すべきである。その際には、過去に問題があった調査対象者には頻度を高め、全く問題の発生していない調査対象者には調査頻度を下げるといった、リスクに応じた調査を行うことで、有効性と効率性の両方を達成することが有用と考える。	調査基準等について、近年の実態との乖離を解消し、調査の有効性と効率性を両立させるよう規定を改めた。
意見12	調査対象者リストの作成	調査基準等において調査対象者の選定に当たって特段の配慮を行うために作成すると定められているリストが、作成されていなかったり、適時に更新されていなかったりする県税部があった。リストについて、対象者がいない場合や更新が不要である場合は、リストの見直しを行った日付と更新が不要である旨等を記録として残すべきである。	毎年度、定例で行う会議において、各県税部から税務課に調査対象者リストを提出することで、作成の徹底と全県で共有する仕組みとした。
指摘8	概況調査結果に対するフォロー	概況調査等の調査において発見された事項や、指摘事項について適時に改善されているかどうか事後的にチェックするという運用が行われていない。指導を行っても改善しない調査対象者については、今後定期的な調査等が必要とされる者をリストへ登録し、毎年調査を行うといった対応をとるべきである。また、指摘した事項については、リスト化し、改善状況をフォローするといった運用を行うべきである。	指導が必要な免税軽油使用者へは、復命書に指導事項を記録しその後の改善状況の確認を怠らないよう調査基準における復命書様式を改正した。 また、事務考査において、指導が必要な対象者への対応状況を確認する。
指摘9	概況調査等における軽油引取税特別徴収義務者証の確認	軽油引取税特別徴収義務者証は慎重に管理すべき証票であるにも関わらず、その取扱いについて特別徴収義務者に対する適切な指導が行われていない。また、適切に掲示されているかどうかのチェックが行われていない。定期的に行われる概況調査において、チェック項目として追加する等により、特別徴収義務者への指導監督と、チェック機能を強化する必要がある。	概況調査における、特別徴収義務者証の適切な取扱いについて、チェック機能を強化するよう規定を改めた。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見13	免税証の管理	免税証は金券と同様の取扱いに配慮しなければならない性質を持つことから、各県税部に保管されている発行前の免税証用紙は受払管理と定期的な現物棚卸が必要と考える。しかしながら、実務上の運用は明文化されておらず各県税部に委ねられており、各県税部での運用も徹底されていない。免税証用紙の受払管理と現物棚卸は事務処理要綱等にて明文化するとともに、その運用を徹底すべきである。	事務処理要綱を改正し、免税証管理に関する様式と運用について規定するとともに、担当者会議において周知徹底した。また、事務考査において免税証の管理状況の確認を行う。
指摘10	免税軽油の引取等に係る報告書の回収遅延対応	免税軽油の引取り等に係る報告が遅延している事例がある一方で、各県税部では毎月の提出についての指導が徹底されていない。免税軽油の引取り等に係る報告について、遅延者には適時に督促を行うべきである。	免税軽油の引取り等に係る報告書を遅延した場合の督促を徹底するよう県税部に通知した。また、担当者会議を招集し、適時に督促するよう周知徹底した。
指摘11	申請書類の記載不備に係る対応	免税証交付申請書の不備がある事例において、各県税部の担当者が記載して不備を補完するという運用が行われている。これらは、申請者の了解を得て行われているが、不適切である。申請書類の不備については、基本的には、適切な記載について指導を行って再度提出させる等の運用を行うべきであり、県税部の担当者が記載すべきではない。仮に、不備のある書類の全ての再提出を求めることが非現実的であるのであれば、県税部担当者による書類の不備の補完を許容し得る場合と、その場合に必要となる手続を明確化し、ルールに基づいた運用を行うべきである。	記載不備があった場合の必要な手続を明確化し、申請書の記載不備の場合の対応について、適切なものとなるよう運用を見直し、担当者会議で周知徹底した。
(7) ゴルフ場利用税			
意見14	ゴルフ場の等級決定における利用料金の範囲	等級を決定する際の利用料金にカートフィー等を含めないことへの妥当性に係る検証が不十分である。利用料金に利用者の選択の自由があるかどうか及び料金内訳については、外形的に判断できるようになることが望ましい。以上より、カートフィー等が利用者の選択の自由があるゴルフ場については、外形的に明示するように指導を強化するのが望ましいと考える。	利用料金の外形的な明示についてゴルフ場を指導するよう、県税部に周知するとともに、新潟県ゴルフ連盟に協力を求めた。
(8) 産業廃棄物税			
意見15	登録変更申請書に係る添付資料の取扱	産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書による申請に、変更内容を証明する資料を添付しなければならない旨が規定されていないため、申請が適切か検討していない。県税事務処理要綱等に、証明資料の添付を必須とすべき旨を明示し、これを徹底することが望ましい。	事務処理要綱等に証明書の添付に係る規定を明記した。また、事務考査において運用状況を確認する。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見16	特別徴収義務者の指定取消しにおける適時性	事務手続が、県税事務処理要綱に基づき適切に行われていないと考えられる事例があった。県税事務処理要綱を遵守した事務を行う必要がある。また、「特別徴収義務者の義務が無くなった時」など、具体的に何時を示しているのか定義が不明瞭で実務上混乱を招きかねない規定があるため、県税事務処理要綱の改訂も検討すべきである。	取扱い及び留意点について通知により県税部に周知し、事務処理要綱を改正した。
(9) 各県税共通			
意見17	問い合わせ対応に係る履歴の整備	税務課が各県税部に対して発揮する助言指導機能において、過去の問い合わせ内容とその回答結果は法令上・業務上首尾一貫した解釈を行う上でも、業務の効率化の観点からも実務上重要である。そのため、問い合わせ内容とその回答、及び根拠についてはデータベース化するなど一覧化し、関連部署の参照や担当者の引継ぎが可能な体制を構築することが望ましい。	税務課と県税部で情報を共有している既存の「照会事例データベース」を整理・更新するとともに、事例の掲載を徹底した。
意見18	各県税部の業務水準の調整	課税実務の公平性という観点からは、各県税部の課税実務は一定水準以上に保たれる必要があるところ、実務上の指針が明文化されていない部分について、必ずしも課税実務の水準が統一されているとは言えない事例が発見されている。税務課は、実務上の指針が明文化されていない部分について、必要に応じて要綱を整備する、または、各県税部の課税実務のなかで有用なものを展開する、実務水準の調整が必要な場合には指導するといった指導調整機能を、より積極的に発揮することが望ましい。	実務上の指針が明文化されていない部分については、事務処理要綱を改正し、県税部に周知した。 また、研修や会議を通して有用な事例の情報を共有するなど、実務水準をより高めていく。
指摘12	内部チェック体制の強化	各県税部において各種書類を閲覧した結果、書類間の不整合、書類の記載漏れ、処理経過の未記載といった事例が発見された。いずれも、形式的な不備ではあるが、中には規則・要綱等のルールに反しているものもある。また、十分な文書化が行われていないと、業務の引継や上長の決裁が不十分となるリスクもある。そのため、適切な文書化が行えるよう、内部チェック体制を強化することが必要である。	研修や会議を通して適切な事務処理を徹底した。 また、県税部内で適切なチェック体制がとられているか、事務考査等で適宜確認する。
意見19	納税者の名寄せ業務	名寄せ業務の結果を担当者以外が確認・チェックすることを徹底すべきである。また、名寄せ候補先が長期間未処理のままとならないよう、抽出方法を工夫するなど、措置を講ずることが望ましい。	名寄せの判断・確認時の二重チェックを通知により周知徹底した。また、事務考査において、処理・チェック体制を確認する。 処理不要データが混在するため、長期間未処理のままとならないよう名寄せ候補先の抽出方法を変更する。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
2 滞納整理事務			
(1) 財産調査の具体的方法			
意見20	自動車	自動車税の滞納事案において、課税車両の存否及び状態の確認は重要である。自動車は、年式が古くても、多くの無価値ということはほとんど考えられない。特に、課税車両を使用しながら、自動車税を滞納していることが疑われるような事案においては、入念な調査を行っても良いのではないか。	入念な財産調査及び調査結果としての価値判断の記録、経過記録等の記載について、県税部に対し会議において徹底した。 また、事務考査において対応状況を確認する。
指摘13	相続に伴う財産調査	滞納者が死亡した場合又は滞納者が相続人となった場合の相続放棄の有無は、家庭裁判所への照会が必須であり、関係者からの口頭の報告のみで調査を終えるべきではない。 滞納者が相続人になった場合は、新たな財産（遺産）の帰属が見込まれるから、被相続人の財産調査を入念に行うべきである。 滞納者が死亡した場合には、相続人に対する催告及び財産調査が必要になるところ、滞納者が死亡してから長期間が経過すると、相続人による納税意欲が減退したり、相続人の資産状況が変動したりする可能性があるため、滞納者に対する実態調査、住民票の調査等は、定期的に行うべきである。	相続放棄の確認、相続財産の調査、相続関係の調査など、相続に係る調査についての確かつ迅速に行うよう、県税部に対し会議において徹底した。 また、事務考査において対応状況を確認する。
(2) 滞納処分の執行停止、納税義務の消滅			
意見21	滞納処分の執行停止の手續	滞納整理ファイルについて、綴じられている資料が必ずしも統一されていない。特に、経過記録については、綴じられているものと綴じられていないものがある。本人や関係者への電話連絡、臨戸等は、主に経過記録に表れる情報であり、これらが決裁において重要な意味を持つ事案については、経過記録のファイルへの編綴を統一的行うことが望ましいと考える。	滞納処分の停止決議書への経過記録の添付について、県税部に対し会議において徹底した。 また、事務考査において対応状況を確認する。
指摘14	個別検出事項	滞納者の資力、負債の状況を客観的に判断し、執行停止の要件に該当するものは、速やかに執行停止の処理を行うべきである。 滞納者の所有不動産がオーバーローンであっても、倒産手続によって、租税が優先弁済される可能性がある。かかる可能性も考慮した上で、執行停止の判断を行うべきである。 滞納者が死亡し、滞納者の相続財産が債務超過であっても、相続財産管理人を専任することにより租税が優先弁済される可能性がある。かかる可能性も考慮した上で、執行停止の判断を行うべきである。	財産価値判断を的確に行い、適時に執行停止の処理を行うよう、県税部に対し会議において徹底した。 また、事務考査において対応状況を確認する。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
指摘15	中間調査の実施状況	<p>滞納者の所在不明を理由に執行停止となったが、執行停止後に滞納者の所在が発覚する場合がある。このようなケースで、滞納者に連絡をしていない事案が散見された。しかし、滞納者本人に対する督促・交渉は、滞納整理の第一歩であるから、このような場合は、まずは滞納者に連絡を試みるべきである。</p> <p>執行停止後、少なくとも年1回の中間調査を行うべきである(ただし、各県税部の担当者からの聴取によれば、平成28年度以降は、全県的に中間調査の実施を行っているとのことであった)。また、中間調査を行った場合は、その旨を調査資料に明記すべきである。</p>	<p>執行停止後、年1回は滞納者に係る所在調査等の必要な調査を行い、執行停止を継続することの適否について確認するよう、県税事務処理要綱に規定するとともに、当該事務処理及び調査を行った場合の資料への記載について、県税部に對し会議において徹底した。</p> <p>また、事務考査で対応状況を確認する。</p>
(3) 財産の差押			
指摘16	個別検出事項	<p>差押を行った後、公売するか否かについては、適時・適切に判断すべきであり、差押後そのままにするのではなく、定期的に不動産の換価価値、抵当権の残債務額を確認すべきである。</p>	<p>差押物件について、定期的に財産価値の確認を行うよう、県税部に對し会議において徹底した。</p> <p>また、事務考査において対応状況を確認する。</p>
(4) 大口滞納者			
意見22	個別検出事項	<p>各県税部において、とりわけ滞納金額が大きい事案、滞納者が不動産等の財産を保有している事案、任意の納税が期待できない事案等は、短期間のサイクルで定期的に差押の当否等を検討する機会を設けるような管理システムを徹底することが望ましいと考える。</p>	<p>大口滞納事案について、定期的に滞納整理方針を見直し、適時適切な滞納整理を行うよう、県税部に對し会議において徹底した。</p> <p>また、事務考査において対応状況を確認する。</p>
(5) 行政対象暴力			
意見23	個別検出事項	<p>各県税部主催の大規模な研修会を開催するだけでなく、平常時から、県税部職員に対してマニュアルをはじめ、行政対象暴力の対応方法についての周知を徹底するべきである。</p>	<p>県税部における職場研修及び税務課主催の会議等において、研修及び周知の機会を設け、行政対象暴力の対応方法について徹底を図った。</p> <p>また、事務考査において対応状況を確認する。</p>

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
3 税務システム			
指摘17	システム運用管理手順の整備	プログラム変更時のリリース管理手順が定められていない。リリース前の確認が十分に実施されない場合、仕様と異なるプログラム変更が行われるリスクがあるため、プログラム変更時のリリース管理手順を定める必要がある。	管理手順を定め、「電算管理係運用作業手引き」に反映した。
指摘18		運用保守業務の見直しを行ったものの、権原者による承認の記録が確認できず、「電算管理係運用作業手引き」にも反映されていなかった。然るべき権原者の承認を得ること、遅滞なく規程等の更新を行うことが必要である。	現行に合致するよう権原者の承認を得た上で「電算管理係運用作業手引き」を更新した。
指摘19	情報セキュリティ	外部委託先において、システム管理者用のOS権限、DBMS権限を個人別に付与しておらず、最高権限が付与されたIDを共有で利用しており、また、常時利用可能な状況であった。システム管理者権限は、必要な場合のみ貸し出す、または個人別に付与し利用状況をモニタリングするなどの管理が必要である。	管理者権限IDは個人別に付与し、利用状況の監視を行うなど管理を強化した。
意見24	ログモニタリング	各種ログを取得しているものの、一部のログを除き、定期的なモニタリングが行われていない。システム利用者の操作ログ等について、定期的なモニタリングを実施することが望まれる。	定期的なログモニタリングを開始した。

### 公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月15日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
<b>別表第3</b> （第48条関係）			<b>別表第3</b> （第48条関係）		
課名	職名	職務	課名	職名	職務
(略)			(略)		
捜査第一課	(略)		捜査第一課	(略)	
	性犯罪捜査 指導官	(略)		女性被害犯 罪捜査官	(略)
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。